



平成 20 年 7 月 31 日
株式会社新銀行東京

「公共工事代金債権信託」の取扱対象の拡大について

株式会社新銀行東京（本店：東京都新宿区、代表執行役：津島 隆一）は、平成 17 年 11 月の取扱開始以降、中小企業事業者を中心に 300 件以上（累計）のご利用を頂いております「公共工事代金債権信託」について、一層の利便性向上を図るため、以下の取扱いを行うこととしたのでお知らせします。

1. 対象工事の拡大

公共工事代金債権信託はこれまで東京都発注工事に限ってありましたが、利用者から要望の強かった東京都以外の発注工事に対しても、本制度の利用を進めてまいります。

- ・対象 : 東京都の監理団体等の発注工事
- ・今後の予定 : 平成 20 年 9 月より取扱いを開始し、順次対象団体を拡大していきます。

2. 公共工事代金債権信託の仕組みを利用した融資商品の取扱い

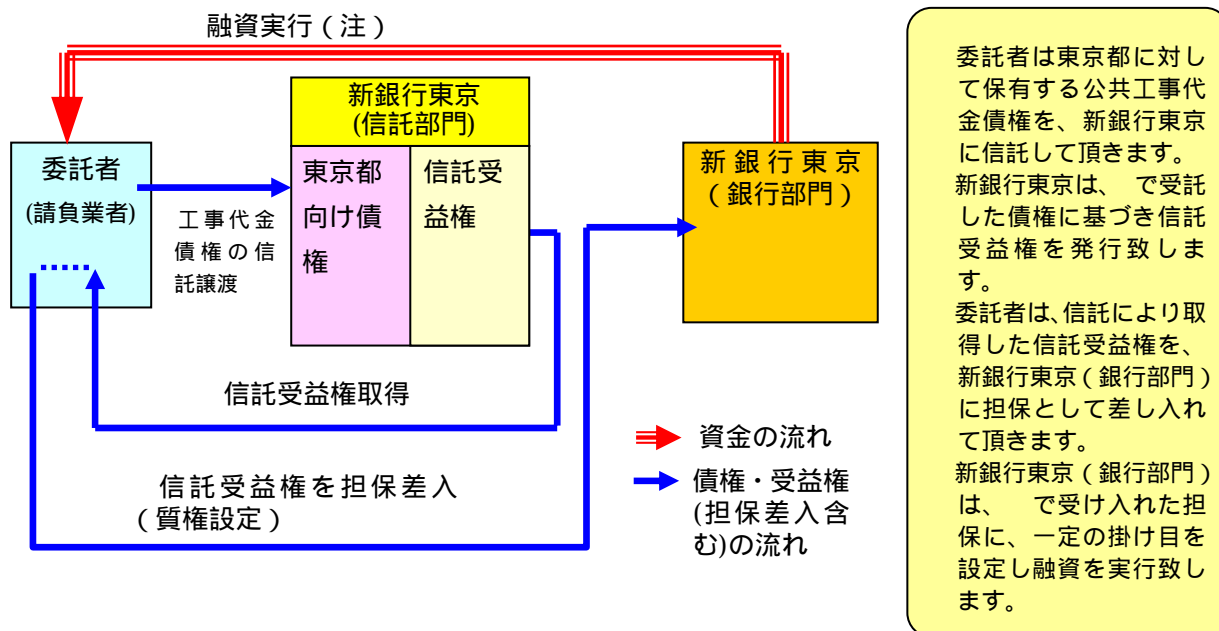
大規模な公共工事における元請企業から下請企業への資金供与を後押しするため、公共工事代金債権信託の仕組みを利用した融資商品を新設します。

- ・商品名 : 公共工事代金債権信託担保融資
- ・商品概要 : 公共工事代金債権信託により、受注業者が取得する信託受益権を担保に、新銀行東京が融資を行います。
従来対象外となっていた未完成部分の工事まで融資対象に加えることによって、早期に大きな金額の資金供与が可能となりますので、ご利用される元請企業から下請企業への資金供与を後押しする商品となっております。
- ・利用対象 : 東京都発注の公共工事を受注した元請企業（概ね 2 億円以上）
なお、ご利用にあたっては、下請企業への支払計画をご提出頂き計画的にご利用頂くこと、工事の進捗率が 40%以上で、東京都より工事代金債権の債権譲渡に対する承諾を受けられること等の条件を充足して頂く必要がございます。
- ・今後の予定 : 平成 20 年 8 月より取扱いを開始致します。

ニュースリリース



・スキーム図



（注） 融資実行に際しては、事前に弊社銀行部門による面談ならびに財務面等の審査がございます。

以上